

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年2月15日

一般社団法人 日本バイアスロン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://biathlon.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>日本バイアスロン連盟（以下「当連盟」）では、2020年度に「ミッションステートメント2020」を新たに策定した。その上で、当連盟が社会に多様なステークホルダーを有しているという自覚と認識のもと、2030年を一定のマイルストーンと位置付けて中長期的な視点で当連盟の存在意義や存在価値、ビジョンや原則等について検証を行っていく姿勢を明文で示すとともに、今後も時代にフィットした形でそれらをアップデートし続けていく態度を表明したところである。</p> <p>また、「中期計画2018年～2022年」においては、特に競技の具体的・技術的な要素について強化・普及・育成等の各分野で課題を分析し、その課題に対応した今後の方向性、施策等を示している。</p> <p>一方で、当連盟の組織運営に携わる人材の計画的な確保や育成、財務健全性の確保等に関する分野での中長期的計画は未整備であり、長期にわたって安定的かつ持続可能な組織運営の実現に向けての戦略的基本計画の策定が喫緊の課題と認識している。</p> <p>よって、中長期的な視点で当連盟の組織運営に関する人的・財政的課題の分析及び達成目標の設定を行い、もって課題解決に向け戦略的に取組むべく「組織運営に関する中長期基本計画（仮称）」を立案する。なお、当該基本計画の実効性を高めるため、その策定に当たっては定期的な検証・見直し・修正が可能なもの（いわゆるPDCAサイクルのプロセスを含む）とともに、当連盟の各計画及び担当部署を横断的・有機的に結合させうるものとなるよう十分留意する。</p>	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 中期計画2018年～2022年 組織運営に関する中長期基本計画（仮称）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>当連盟では毎年度事業計画を理事会決議しホームページで公表しているが、組織運営の強化や人材の採用・育成に関する計画については未整備である。</p> <p>これまで当連盟組織は迅速な意思決定及び高度な機動性・柔軟性を重視する観点から、コンパクトな組織で運営を行ってきたところだが、一方でその弊害として特定の業務を同一の人材が長期間にわたって担当せざるを得ない状況やマンパワーの不足、それに伴う業務負担の偏重・世代交代の停滞等といった問題が生じつつあることも認識せざるを得ない。</p> <p>このような問題点が重度化・常態化してしまわないよう、「ミッションステートメント2020」の理念を踏まえつつ、2021年度上半期を目途に「人材の採用と育成等に関する計画（仮称）」を策定し、就業規則と連動させながら計画的な人材の採用と育成を推進していくこととする（具体的には、例えば競技を引退した選手の中から素養や資質の豊かな人材は若年時から計画的に登用するとともに、将来的に財務や法務等組織運営の各分野を任せるために必要な育成の体制を整備するという方法や、スキー滑走・射撃・スキーワックス等競技に直接関係する技術者以外にも医療や栄養等間接的に選手サポートに従事する有資格技術者も含めて計画的に採用や育成を行うといった取組を盛り込む等の方法が考えられる）。</p> <p>なお、当該計画は、適正な人員配置のもと、各分野の業務が最大限効果的・効率的に遂行可能な計画となるよう、役職員のみならず実務担当責任者からも幅広い意見や自由なアイデアを募るという民主的な過程を経て策定されることとする。さらに、常に変化を続ける時代状況に適時対応しうる実効性の高い計画とするべく、定期的に計画の見直しを行う旨を定める。</p>	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年度（2020年）事業計画 理事会運営規則 人材の採用と育成等に関する計画（仮称） 就業規則
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>当連盟では毎年度の事業計画及び予算・決算について理事会で承認を受けるとともに、貸借対照表等の財務諸表についてもホームページで公表しているところであるが、財務の健全性確保に関して例えば過去の実績の詳細な分析を行う・具体的な数値目標を設定して実績と照らし合わせ差異の分析や財務改善計画を策定するといった取組までには至っていない状況がある。</p> <p>したがって、今後は「ミッションステートメント2020」に掲げたインディペンデントの理念の実現に向けて、財務的な自立と自律をより一層図っていくべく、当面は税理士等外部専門家のアドバイスを受けるなどしながら前述の取組の推進に向けて現実的に継続可能な具体的な手段や方法等の研究・確立を実施していくこととし、中長期的には当連盟が独力で財務改善計画を策定・運用できるレベルの体制構築とその実現に資する人材確保・育成を行っていく。</p>	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年度（2020年）事業予算書 令和2年度（2020年）事業計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	バイアスロン競技は実弾銃を使用するという特性から、競技者となるためには安全管理上所管官庁（公安委員会）による厳密な審査を経て所持許可を取得する必要がある。このことが大きな要因となり他のスポーツ種目に比べ競技人口が決して多いとは言えないのが実情である。また、このことにより我が国のバイアスロン競技の選手は多くが自衛官であり、これまで当連盟の組織運営を担ってきた者も自ずと自衛隊退官者等ごく限られた関係者に偏ってきた歴史がある。これらのことから、当連盟の組織役員及び理事等構成メンバーはこれまで多様性が十分に確保されてきたとは言い難く、ともすると幅広い意見や多角的・専門的な知見が組織運営に反映されにくい体質を備えていたことは否定し難い。 2020年度より当連盟は執行部を刷新して新体制に移行し、併せてバイアスロン競技経験者以外から組織構成員を新規登用するなど、これまでの旧態依然とした組織体質を改善するため具体的に行動を起こしている最中である。今後は「女性を含む若い世代に組織運営を着実に引き継いでいくこと」と「伝統的に蓄積してきた競技に関する実践的支援技術を損なわないこと」のバランスに配慮しつつ、2021年度中に既存の「役員選任規程」の見直しや「人材の採用と育成に関する計画(仮称)」の策定作業の中で外部理事や女性理事の目標割合について検討する等、当該目標割合の達成に向けた取組みを始める。また、同時により一層多様な価値観が運営に反映されるうる適切な組織体制を実現できるよう取り組んでいく。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 理事会運営規則 令和2年4月（2020年） 役員名簿 令和2年4月（2020年） 組織委員会 令和2年4月（2020年） 組織図 令和2年4月（2020年） 代議員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟は社団法人であり、評議員が存在しないため該当しない。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 理事会運営規則 令和2年4月（2020年） 役員名簿 令和2年4月（2020年） 組織委員会 令和2年4月（2020年） 組織図 令和2年4月（2020年） 代議員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3)アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当連盟ではアスリート委員会に相当する組織が長く未整備であったが、2020年度初頭に就任した新たな会長のもとアスリート委員会が新たに設置され、選手代表によって取りまとめられた意見を書面で受理した実績も有している（2020年度第1回理事会）。 しかしながら、当連盟の組織改編・移行期と当該委員会の設置時期が重なったこと等の事情により、現状アスリート委員会の設置に関する規程を明文で定めるには至っていない。また、前出の選手意見についても、受理した旨が理事会議事録に残ってはいるものの、それをどのように審議し、どのような回答を公式に行い、また当連盟の組織運営に反映させたか否か、反映させた場合はどのような形で反映させたか等について明確な処理過程が記録されていない。 当連盟の理念的支柱である「ミッションステートメント2020」に照らし合せるまでもなく、このような状況は早急な改善が必要であることから、2021年度上半期中に「アスリート委員会設置規程（仮称）」を整備する。また、当該規程は、「アスリート委員会」と「理事会」等組織運営及び意思決定の権限を有する内部機関との関係性について、双方向の円滑な意思疎通が可能となることを主眼に、透明性の確保された民主的な内容となるよう十分に配慮し、もって両者の良好な信頼関係醸成に資する規程とする。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 理事会運営規則 令和2年4月（2020年） 役員名簿 令和2年4月（2020年） 組織委員会 令和2年4月（2020年） 組織図 令和2年4月（2020年） 代議員名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会については、定款（第32条～第37条）で設置が定められるとともに、理事会運営規則で招集手続や決議事項・方法等が定められているところである。当連盟は2020年度から役員・執行部の構成員の交代や退任による改変期の最中にあることもあり、現時点では専務理事・常務理事・業務執行理事、部長及び課長が不在ではあるが、このタイミングを理事会の規模の適正化等組織体制の見直しの好機と位置付け、2021年度上半期を目途に2020年度の組織運営について振り返りを行い、「ミッションステートメント2020」で定めた行動原則のもと、必要性と実態に即した組織の再構築に向けた検討を行っていきたい。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 理事会運営規則 職務権限規程
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款及び理事会運営規則において、役員の就任年度開始時を70歳未満とする規定は設けられているものの、再任に係る規定が未整備である。したがって、「ミッションステートメント2020」で定められた理念に沿った組織運営が可能な役員等を新規で登用・育成しながら併行して円滑な新陳代謝が図っていくよう、今後策定予定の「人材の採用と育成等に関する計画（仮称）」との整合をとりながら今後必要な見直しを行う。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 人材の採用と育成等に関する計画（仮称）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	上記8の自己説明に準じた考え方により、2021年度中に必要な見直しを行う。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 人材の採用と育成等に関する計画（仮称）
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者の選考に当たっては、理事会及び代議員会において選考理由の説明を行った上で議決する旨の規定が設けられているが、これまで競技実績者の機械的な登用や年功序列による保守的な人事起用及びさらには恣意的とも取られかねないプロセスでの推薦・選考が一部で行われてきた。よって、当連盟が現在折しも組織改革期にあることを好機と捉え、次期役員改選期（2022年）を目指して多様な意見や視点、専門性等を有する資質豊かな人材を理事として登用するメリットや必要性について組織全体で共有し、併せて当連盟を取り巻く課題等の分析結果をもとに外部理事の登用及び役員候補者の選考における外部有識者起用の検討を進める。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 役員選任に関する規程 理事会運営規則 代議員会運営規則
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程（第2条～第4条）によりコンプライアンス遵守の心構え並びに具体的な遵守事項及び禁止事項を定めて列挙している。また、違反者に対する措置や罰則についても当該規程及び就業規則（第34条～第37条）にて規定している。今後も「ミッションステートメント2020」に掲げたコンプライアンス遵守の行動原則に則り、コンプライアンス遵守に努めていく。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020、倫理規程、就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	現在当連盟でこれまで定めてきた各規程・規則について、相当期間見直しや点検が行われてこなかったことから、時代環境の変化により実態にそぐわなくなってきたいるもの等がないか精査する必要がある。また、関連する規程や規則についての整合性について吟味し、規程等の改廃及び修正を行い、より立体的で実効性の高い規程等にアップデートしていく必要がある。よって、2021年度中を目途に「ミッションステートメント2020」の考え方を基調とした各種規程の見直しと整備を実施し、もって組織運営の一層の適正化を図っていく。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、個人情報保護規程、倫理規程、倫理規定別紙処分規程、旅費規程、謝金規程、加盟団体規程、職員給与規程、寄付受入に関する規程、公益通報者保護規程、印章管理規程、職務権限規程、監事・監査規程、競技部所持推薦資格認定規程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、謝金基準表、代表選手行動規範、役員選任に関する規程、旅費規程別表、反社会勢力社団規則、文書規則、会計規則、就業規則、情報公開規則、常任理事会運営規則、代議員会運営規則、アンチドーピング規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	上記12の自己説明に準じた考え方と方法により、2021年度中に必要な見直しを行う。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、個人情報保護規程、倫理規定別紙処分規程、旅費規程、謝会規程、加盟団体規程、職員給与規程、寄付受入に関する規程、公益通報者保護規程、印章管理規程、義務権限規程、監査・監査規程、競技款待推進資格認定期程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、謝金基準表、代表選手行動規範、役員選任に関する規程、旅費規程別表、反社会勢力社団規則、文部規則、会計規則、情報公開規則、常任理事会運営規則、代議員会運営規則、アンチドーピング規則
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	常勤役員の報酬については、定款（第30条）により報酬等の支給の基準に基づき算定した額を支給することが可能とされており、当該基準については代議員会決議事項であることが明文化されている。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、就業規則、職員給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当連盟の資産については定款第38条にて基本財産を明示している。また、会計規程第6条により財産目録、財務諸表及び会計帳簿等の保存と処分について明記され、同規程の第5条・第7条でそれぞれ経理責任者と運用について定めているところである。さらに、寄付受入に関する規程で寄付金の適切な取扱手続きを定めるとともに、監査規程を設けて財務に係る不正・不法な行為を発見した場合は理事会及び代議員会に報告する旨を定めている。なお、当連盟は今後公益法人への移行を検討中であり、移行後は公益法人会計基準に則った適切な会計処理が可能を実施しうる体制を整備する。	定款、寄付受入に関する規程、監査規程、会計規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現状において特に該当する規程は整備していないが、今後財政的基盤を整えるために実施が想定される各種収益事業に係る規程等（例：スポンサーに関する規程、肖像権に関する規程等）について2021年度中に整備に着手する。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>選手選考委員会運営規程を定めて構成員等について規定・公表している一方、選手選考規程に準ずる明文化された規則については公表に至っていない。したがって、「ミッションステートメント2020」に掲げた「コミットメント/スピリット/プリンシプル」を基調に、代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を明文で定め、ホームページ等で公表する。</p> <p>なお、選手の権利保護を目的に「スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程」を設けているが、当該規程の中で相談担当者として定められている専務理事が現在不在であり代理者も指名されていない状況であること、内部相談窓口が一か所のみで選択の余地がないこと、さらには「相談対応手順を別に定める」と規定しながらも実際の規定は存在しないことなど実効性を担保する上で問題点を多く含んでいることから、2021年度に早急な見直しを行い、改定した当該規程をホームページ等で公表するとともに選手・指導者等に周知を徹底する。</p>	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020、登録規程、選手選考委員会運営規程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考に関する規程は明文で整備されていないため、「バイアスロン審判員制度（仮称）」の作成に2021年度から着手する。なお、当該制度の作成に当たっては、2030年札幌冬季オリンピックの開催可能性や2022年北京冬季オリンピックの開催も見据え、中長期的には海外派遣等を通じた国際審判員の育成及びIBU（国際バイアスロン連合）等国際組織の委員として活躍し得る人材の育成を念頭に置く。さらに「人材の採用と育成等に関する計画（仮称）」及び指導者育成等他事業とも包括的に連動させながら、立体的な展開が可能な審判員育成制度となるよう議論と検討を重ねていく。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 バイアスロン審判員制度（仮称）
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	上記17の自己説明に準じた考え方と方法により、2021年度中に必要な見直しを行い、顧問弁護士を想定した外部相談窓口への相談方法及び必要な手続き等について「スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程」に定める。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	定款（第46条）に基づくコンプライアンス委員会を設置し、組織図に明示するとともに、「倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会運営規則」を設けて委員の員数等を規定している。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年4月(2020年) 組織委員会 令和2年(2020年) 組織図 倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会運営規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	顧問弁護士による当連盟役職者等に対するコンプライアンス研修については開催実績がある。今後も当該顧問弁護士と連携を取りながらコンプライアンス委員会への参画と協力の方等について協議を行う。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年4月(2020年) 組織委員会 令和2年(2020年) 組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2021年度中にNF役職員向けのコンプライアンス教育を実施する。また、当該コンプライアンス教育を「倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会」が主体となり実施する旨を当該運営委員会の運営規則等に盛り込む。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会運営規則
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2021年度中に選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施する。また、当該コンプライアンス教育を「倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会」で実施する旨を当該運営委員会の運営規則等に盛り込む。	日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会運営規則
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2021年度中に審判員向けのコンプライアンス教育を実施する。また、審判員向けのコンプライアンス教育を「倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会」で実施する旨を当該運営委員会の運営規則に盛り込む。	倫理・総務・表彰・コンプライアンス委員会運営規則 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けができる体制を構築すること	顧問弁護士及び顧問税理士から定期的に法務・税務・会計に関する専門的なサポートを受けており、体制構築ができている。	令和2年4月(2020年)組織委員会 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理規程等必要な規程等を整備し、顧問税理士による定期的な確認や助言を得ながら、適正な財務・経理処理を実施している。今後はさらなる財務・経理処理の適正を確保するため、複数の実務担当者によるダブルチェックの徹底や専門的な知識や技術を有する担当者の養成、職務権限規定の見直し等も視野に、さらに実効性に高い財務・会計処理体制の構築に向けた検討を進める。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年4月(2020年)組織委員会 会計処理規程 監査規程 人材の採用と育成等に関する計画（仮称）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JOC選手強化NF事業及びJSCスポーツ振興くじ助成事業等、各補助金の事業実施要項・要領、交付規程、手引き並びに各種関係法令やガイドライン等を遵守している。	定款 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020 令和2年4月(2020年)組織委員会 会計処理規則 監査規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	各年度の財務諸表や事業計画書、役員名簿等の情報について、ホームページで公表するとともに当連盟事務所に備え付け、要請に応じ閲覧に供する。 ※2020年12月現在ホームページの改修作業により従前のホームページで公表してきた財務諸表が一時的に閲覧できない状態にあるが、遅くとも2021年度開始までは再アップロードする予定。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、事業予算書、決算報告書、事業計画書、役員名簿等

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考運営委員会規則、競技録所持推薦資格認定規程、代表選手行動規範等選手に直接関係する規程等について主体的に公表を行っているが、選手選考基準に関する情報は現時点で公表していないため、今後当該基準を制定の上ホームページ等で公表するとともに当連盟事務所に備え付けて閲覧に供する。	選手選考運営委員会規則、競技録所持推薦資格認定規程、代表選手行動規範
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「日本バイアスロン連盟におけるガバナンスコードの遵守状況（2020年度）」について、ホームページで公表する。なお、今年度以降ガバナンスコードの遵守状況は原則年1回更新し、都度ホームページにて公表を行う。	日本バイアスロン連盟におけるガバナンスコードの遵守状況（2020年度）、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事会運営規則（第9条の3）、倫理規程及び監査規程（第7条、第8条）にて利益相反の管理に関係した条項を設けているものの、利益相反の管理に直接限定した明確な規程ではないことから、2021年度中に利益相反ポリシーを作成する。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、倫理規程、監査規程、理事会運営規則
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	理事会運営規則（第9条の3）にて理事会決議の際に特別の利害関係を有する理事の議決除外を定めるとともに、監査規程（第7条、第8条）にて法人に損害を与える恐れがある理事の行為に対する差止請求について定めているものの、これらは利益相反の管理に直接限定した明確な規程ではないことから、2021年度中に利益相反ポリシーを作成し、適切な利益相反の管理に努める。	定款、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020、監査規程、理事会運営規則
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当連盟では「公益通報者保護規程」により通報制度及び通報者の保護に係る規程を定めるとともに、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程」により暴力行為等が発生した場合において被害者等が相談を行う際のプロセスを制度化しているが、外部の相談機関へ相談を希望する場合の窓口について具体的な連絡先が明示されていないことから、外部相談窓口の連絡先を明記する等必要な見直しを行う。また、「公益通報者保護規程」においては、通報に対する処理窓口や調査等に係る規定の実効性が乏しいと思料される部分（例えば、公益通報処理担当者が具体的に定められていない・調査に当たる者が内部関係者に限られている・複数の相談窓口が設置されていない・処理や調査に係る規定の内容が抽象的等）が散見されることから、2021年度中に当該規程について精査の上必要な見直しをおこなうための検討を行い、もって一層実効性の高い通報制度・相談対応制度の確立・運用を行う。	公益通報者保護規程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	弁護士その他有識者の関与により、効果的かつ実効性の高い通報制度を構築する。	公益通報者保護規程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	処分基準により懲罰制度は定められている。今後、ホームページでの公開及び当連盟事務所に備え付ける等の方法により周知を行う。	処分基準
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲戒制度に関する現行の規定の中では、処分内容について理事会決定事項と規定されている。	日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020 処分基準
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲戒処分や紛争が生じた場合の適正かつ公平な対応について定めた規程は未整備のため、2021年度上半期を目指に「紛争解決に関する規程（仮称）」を定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう当該規程中に自動応諾条項を設ける。なお、当該条項の対象事項としては、懲罰等不利益処分に対する不服申立のみならず、代表選手の選考過程をはじめNFがする決定について広く対象に含めることとする。また、不服申立を行うことのできる期間については、合理的かつ十分な期間を設けるよう配慮する。	紛争解決に関する規程（仮称） 日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	上記「紛争解決に関する規程（仮称）」をホームページに公開及び当連盟事務所に備え付けて閲覧に供する等の方法により広く選手・指導者等に周知する。また、処分に不服のある対象者が遗漏なく公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の制度を利用できるよう、処分対象者にはスポーツ仲裁制度の存在及び利用方法等に関して必要な情報を記した書面を必ず交付し、もってスポーツ仲裁制度に係る教示を行う旨の条項を当該規程中に明文で設ける。	紛争解決に関する規程（仮称） 日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>「反社会勢力遮断規則」を定めて反社会勢力との関係を遮断するなど健全かつ適切な組織運営に資する取組を行っているところではあるが、重大な不正及び不適切な行為等の不祥事が生じた場合の対応に関する規程は未整備である。</p> <p>よって、不祥事が発生した場合に組織全体が一丸となって円滑かつ適切な対応を取ることができるよう今後「危機管理マニュアル（仮称）」を策定する。また、突発的に発生した有事において当該マニュアルをスピーディーかつ的確に運用するには、事実調査や原因究明、責任者の処分に関する規定並びに不祥事に対する再発防止策の立案等に係る体制を明文で設けておくことはもちろん、平時から有事を想定した危機管理体制の在り方について検討を重ねるとともに、組織を構成する各員が責任を自覚しながらそれぞれの立場と役割に基づいて具体的に取るべき対応をイメージしておくことが重要と考えられるところから、「危機管理マニュアル（仮称）」の条項において例えば定期的に仮想模擬訓練を実施する・あるいは危機管理対応に関する国内外の最新のトピックスや事例等を題材にした検討会等を実施する等の条項を盛り込み、当該マニュアルの実効性が将来にわたって担保されるよう努める。</p> <p>さらに、不祥事への対応がいわゆる内部関係者のみの“お手盛り”になってしまうことを防止するため、事実調査、原因究明及び再発防止策の検討等において外部機関による第三者的な視点・専門的な視点を導入できるよう「危機管理マニュアル（仮称）」の中で独立した中立的調査機関として「調査委員会（仮称）」の設置を明文で定め、より適切で実効性の高い不祥事対応及び事後のフォローアップが可能な体制を構築する。</p>	危機管理マニュアル（仮称） 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	該当する不祥事事案の発生はない。	危機管理マニュアル（仮称） 日本バイアスロン連盟 ミッションステートメント2020

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	上記「危機管理マニュアル（仮称）」において設置予定の「調査委員会（仮称）」が独立性・中立性・専門性を十分に発揮できるよう、外部有識者として弁護士、公認会計士及び学識経験者等を調査委員会のメンバーとして定めるとともに、具体的な選出プロセスについても当該マニュアル内で定める。	危機管理マニュアル（仮称） 日本バイアスロン連盟ミッションステートメント2020
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織については、各地域の実情に即した柔軟な活動形態を重視する観点及び地方組織の自主性・自立性を尊重する観点から、当連盟が権限を行使して組織運営に係る指導を行う状況にはない。しかしながら、競技の普及に関しては各地方での地道な活動が重要であり、その活動を全国レベルで推進していくに当たっては当連盟からの適切な支援が必要不可欠であると思料される。よって、中央組織と地方組織の共通目標として「国民体育大会でのバイアスロンの種目化」を掲げ、その目標実現に向け当連盟と地域組織が一丸となって効果的な協働体制を築く具体的な方法について今後検討していくとともに、降雪地域に所在する部隊組織及び体育学校等関係機関のみならず、学校や自治体、企業、スポーツ少年団等に対してバイアスロン競技の普及や選手選出に関する理解の深化を推進する活動を強化し、もって競技振興及び競技人口と会員数の拡大を図るべく働きかけていく。 なお、地方組織において不祥事等が発生した場合には、加盟団体規程第15条及び第16条の規定に基づき、NFである当連盟が上位組織としての権限で適切な処分を行う。	定款、加盟団体規程、加盟都道府県連一覧 中期計画2018年～2022年
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟から行う地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等の支援については、2021年度新規事業（広報）での実施に向け現在計画中である。	加盟団体規程、加盟都道府県連一覧 中期計画2018年～2022年